2023年8月7日

新旧対照表（2023年9月1日付改定）

1，改定の対象となる規約等

包括代理加盟店経由加盟店契約特約

2，改定の概要

2023年9月より新しい種類の電子マネー残高として当社発行のLINE Payライトの取扱いを始める予定であることから、包括代理加盟店経由加盟店契約特約においても必要な改定を行います。なお、LINE Payライトの加盟店での取扱いについてはLINE Cash加盟店規約に規定され、同じ2023年9月1日付で改定されます。

3，改定の内容

以下の新旧対照表のとおりです。

新	旧
第1条　適用範囲 1　本特約は、LINE Pay株式会社（以下「当社」といいます。）が指定した包括代理加盟店を通じて、当社の以下の代金決済サービスのいずれかまたは全部（以下「本サービス」と総称します。）を利用する加盟店または出店者（以下「加盟店等」といいます。）に適用されます。なお、本サービスの利用にあたっては、別途、LINE Cash加盟店規約、LINE Money出店規約、その他当社が定める諸規定（以下「原規約等」と総称します。）に同意する必要があります。 (1)　LINE Cashによる代金決済サービス (2)　LINE Moneyによる代金決済サービス (3)　LINE Payライトによる代金決済サービス	第1条　適用範囲 1　本特約は、LINE Pay株式会社（以下「当社」といいます。）が指定した包括代理加盟店を通じて、当社の以下の代金決済サービスのいずれかまたは全部（以下「本サービス」と総称します。）を利用する加盟店または出店者（以下「加盟店等」といいます。）に適用されます。なお、本サービスの利用にあたっては、別途、LINE Cash加盟店規約、LINE Money出店規約、その他当社が定める諸規定（以下「原規約等」と総称します。）に同意する必要があります。 (1)　LINE Cashによる代金決済サービス (2)　LINE Moneyによる代金決済サービス

以上